

会社は、私たち分会に対して、職場での基本的な組合活動（ピラマキ、集会、掲示等）を一切認めようとしません。そこで出勤時の門前ピラマキを行なっています。ご理解、ご協力をお願いします。

全国一般石川地方労働組合大同テクノ分会
大同テクノ分会 組合ニュース

2011・9・1 発行
全国一般石川地方労働組合
〒920-0025 金沢市駅西本町 3-13-5

不当判決に抗議する！ 生活と権利を守るために、がんばろう！ —近日中に控訴！裁判闘争続行！引き続き闘います—

私たちは、親会社・大同工業の正社員としての雇用、賃金格差の解消などを求めて、2年半に及ぶ裁判闘争に取り組み、8月30日（火）、判決が出ました。裁判では、職場の実態を明らかにしてきました。会社が違法な派遣を常態化させていること、請負と言っても名前ばかりの偽装請負ではないこと、何より、大同テクノ社員は大同工業正社員と同じ職場で同じ仕事をしてがんばっていることを法廷でも証言してきました。大同テクノは、会社（大同工業）が労働者の賃金・労働条件を下げるために作ったものでしかないことも、明らかにしてきました。

判決では、本当に悔しい限りですが、親会社正社員としての雇用や賃金格差の解消などは認められませんでした。しかし同時に、派遣法違反、偽装請負、派遣職場と請負職場が一体化していることなどが、判決内容で認められています。

違法派遣、偽装請負などが判決で明らかに！ —監督官庁の指導対象、損害賠償など法的責任にもふれる—

【偽装請負】

「請負職場に被告（大同工業）の従業員が現れて、テクノ作業員に対し、細かな作業方法について依頼や要望あるいは支持的な要請が直接されたり、被告（大同工業）の従業員と共に請負職場に属するテクノ作業員が朝礼ないし集会に参加したことがあったなど、両職場（大同工業とテクノの請負）の区別は必ずしも厳然と区別されていなかった」（判決 P.22）

「両職場の区別は、必ずしも厳然と区別されていなかった点については、監督行政庁の指導を受け、あるいは法的責任を問われる余地のあることは否定できない」（判決 P.30）

【違法派遣】

「派遣法所定の手続きに則って就労条件を通知していたわけではないなど、派遣法所定の手続きを必ずしも遵守していなかった」「直接雇用の申し入れをすべき場合であっても、これまで被告（大同工業）との間での直接雇用の申し出を行ったことはない。…派遣法の規定を完全に遵守していたとは認められない」（判決 P.26）

「これ（違法派遣）が行政庁による監督・指導等の対象となったり、損害賠償等の法的責任を構成

する余地のあること…」（判決 P.29）

【請負職場と派遣職場の混在、一体化】

「請負職場と派遣職場の区別が必ずしも徹底されず…請負職場と派遣職場が一時的部分的に混在するような事態も存したことが窺われる」（判決 P.29）

しかし、判決では、これらの違法行為がたとえあったとしても、「特段の事情のない限り、そのことだけによっては派遣労働者と派遣元との間の労働契約は無効になることはない」と解すべきである（最高裁平成 21 年 12 月 18 日…）」（判決 P.27）、「直ちに原告と被告（大同工業）との間で労働契約関係が成立するものではない」（判決 P.28）と結論しています。

派遣労働者の権利を認める画期的な松下 PDP 事件の大阪高裁判決が、しかし 2 年前に最高裁で逆転されました。今回の判決は、この労働者に不利な最高裁判決を結論だけあてはめて、私たちの請求を認めないという結論ありきで作られているのです。だからこそ、私たちの弁護団も「安易に最高裁判決に追随した不当判決」と言われているのです。

日本全体の労働運動が力強さを失っています。非正規や子会社の労働者の闘いはさらに小さく弱いのが現状です。闘いたくても闘えない労働者はたくさんいます。そうした全国の仲間の先頭に立って、私たちは引き続き、がんばります。ご理解とご協力をお願いします。

労働条件を守るのは職場の力！ 福田工場・金型管理の三交替導入を止めています

現在、会社・大同テクノは、福田工場の金型管理で三交替勤務の導入を計画しています。金型管理の職場では、これまでの三交替の経験から、生活のリズムが崩れる、家庭の事情でとても応じられない、体（健康）がもたないなどの声があがり、現在、三交替の導入をおしとどめています。私たち全国一般大同テクノ分会では、この問題について団体交渉を要求し、文書での抗議や申し入れも連続的に行なっています。

働く者の生活、権利、労働条件は、職場からの闘いをつくってこそ、目に見える声をあげることなしには守れません。そしてその闘いをつくれるのは唯一、労働組合だけです。これからも、私たち全国一般大同テクノ分会は、労働者の生活、権利、労働条件を守り向上させるために奮闘します。ともにがんばりましょう。

連絡先 分会長：花澤 尚巳（本社工場・第一製造課包装係。携帯 090-1393-2883）
書記長：北 義裕（本社工場・第一製造課包装係。携帯 080-6353-6161）
全国一般労働組合 Tel：076-262-0724 e-mail：JDZ03510@nifty.ne.jp

派遣労働者側の請求棄却

金沢地裁 大同工業訴訟で判決
違法な派遣、請負業 派遣労働者として働く手
務をさせたとして、大 会社の大同テクノ(同
工業(加賀市)で派 市の従業員8人が
大同工業の正社員として
の地位確認などを求
めた訴訟の判決で、金
沢地裁は30日、原告の
請求を棄却した。
判決理由で中山誠一
裁判官は、原告と労働
契約を結ぶ大同テクノ
が就労条件の明示な
ど派遣法で定められ
た手続を固守して
いなかったと認めたも
の、「契約は特段の
事情がない限り無効に
ならず、大同工業との
労働契約と同視するこ
とはできない」と述べ
た。
原告は控訴する意向
を示している。

2011.8.31 北國

正社員地位認めず

地裁 子会社社員の請求棄却



判決を受けて会見する弁護士と原告ら＝金沢市大手町

産業機械メーカー「大同工業」(本社・加賀市)の子会社で働く社員ら8人が、親会社の指示・命令の下で働かされるのは偽装請負などにあたり違法だとし、大同工業に正社員としての地位確認と過去の給料との差額計約1770万円の支払いを求めた訴訟の判決が30日、金沢地裁であり、中山誠一裁判官は原告の請求を棄却した。
訴状によると、原告は2004〜07年、大同工業の子会社「大同テクノ」に採用された社員。「勤務の実態は親会社の社員から指示を受けて派遣や請負で働く」とも「はら派遣」の状態で主張していた。
判決は、原告らは子会社と労働契約を結んでおり、「親会社との間で明示の労働契約が成立していたと認められない」として、原告の訴えを退けた。
判決後に原告や弁護団は金沢市で記者会見。原告の男性(39)は、「判決には憤りを感じる。全国の派遣労働者の先頭に立ってがんばり続けたい」と話した。近く控訴する予定だ。
(目黒隆之)

原告8人の請求棄却

地裁 大同工業偽装請負訴訟

産業機械メーカーで東証1部上場の「大同工業」(本社・加賀市)の100多子会社「大同テクノ」の社員8人が、親会社の工場で、親会社の指揮・命令を受けながら働いていたのは偽装請負に当たるとして、大同工業に対しての地位確認などを求めた訴訟の判決が30日、大同テクノの正社員として採用された。判決理由で中山誠一裁判官は、原告と労働契約を結ぶ大同テクノが就労条件の明示など派遣法で定められた手続を固守していなかったと認めたものの、「契約は特段の事情がない限り無効にならず、大同工業との労働契約と同視することはいえない」と述べた。原告は控訴する意向を示している。

【松井 登】

「偽装請負」と認めず

金沢地裁 原告側の請求棄却

石川県加賀市の大手チェンソーメーカー「大同工業」で派遣や請負労働者として働く8人が、親会社の指示・命令の下で働かされるのは偽装請負などにあたり違法だとし、大同工業に正社員としての地位確認と過去の給料との差額計約1770万円の支払いを求めた訴訟の判決が30日、金沢地裁であり、中山誠一裁判官は原告の請求を棄却した。
訴状によると、原告は2004〜07年、大同工業の子会社「大同テクノ」に採用された社員。「勤務の実態は親会社の社員から指示を受けて派遣や請負で働く」とも「はら派遣」の状態で主張していた。
判決は、原告らは子会社と労働契約を結んでおり、「親会社との間で明示の労働契約が成立していたと認められない」として、原告の訴えを退けた。
判決後に原告や弁護団は金沢市で記者会見。原告の男性(39)は、「判決には憤りを感じる。全国の派遣労働者の先頭に立ってがんばり続けたい」と話した。近く控訴する予定だ。
(目黒隆之)

大同工業訴訟 従業員側が敗訴

バイクや自動車などの産業用チェーンのメーカー「大同工業」(加賀市)の子会社「大同テクノ」の従業員8人が、大同工業の正社員としての地位を確認し、過去の給料との差額計約1770万円の支払いを求めた訴訟の判決が30日、金沢地裁であり、中山誠一裁判官は原告の請求を棄却した。
判決後に原告や弁護団は金沢市で記者会見。原告の男性(39)は、「判決には憤りを感じる。全国の派遣労働者の先頭に立ってがんばり続けたい」と話した。近く控訴する予定だ。
(目黒隆之)



主張が認められず、会場の「不正判決」と訴える原告ら